

## 令和2年度 京都市事務事業評価委員会 要旨

■ 議 題 令和2年度（令和元年度分）事務事業評価（第三者評価）について

■ 日 時 令和2年11月20日（金）13：00から17：15まで

■ 場 所 京都市役所 分庁舎4階 第5会議室

■ 対象事業

NO	所管局	事務事業名
1	保 健 福 祉 局	<a href="#">単身高齢者万一あんしんサービス</a>
2	保 健 福 祉 局	<a href="#">重度障害者の個別避難計画等推進事業</a>
3	文 化 市 民 局	<a href="#">中学生の能楽大連吟～未来～の実施</a>
4	環 境 政 策 局	<a href="#">使い捨てプラスチック削減推進事業</a>

■ 評 価 者

□ 事務事業評価委員会委員（5名）（敬称略）

氏 名	役 職
（委員長）城戸 英樹	京都女子大学現代社会学部准教授
（副委員長）山下 満智子	京都大学農学部非常勤講師
（委員）岡 民子	株式会社ナベル会長補佐
（委員）中道 三貴	市民公募委員
（委員）福田 敏信	あずさ監査法人公認会計士

## 1 単身高齢者万一あんしんサービス（保健福祉局）

**委員** 令和元年度の契約件数が0件だが、現在の状況は。件数を伸ばすための工夫は考えているか。

**所管課** 令和2年度の契約者数は現在3件。予定も含めると4件。昨年12月に事業を開始した際、事業対象者は当初75歳以上かつ、預貯金120万円以下という要件としていた。より一層必要な方に御利用いただきたいため、これまでの相談内容を精査し、令和2年8月から65歳以上かつ預貯金240万円以下に要件を見直し、対象要件を緩和した。今後も利用しやすいよう検討をしていく。

**委員** 令和元年度360万円の委託費を支出している。契約は0件だが満額支出する必要があったのか。

**所管課** 支出した委託費は相談業務や事業準備経費などで必要な経費。また、財源は府などからの宝くじ売上収入を活用しており、本市の独自財源からは支出していない。

**委員** 1件あたりの相談に対して費用をどう見積もっているのか。

**所管課** 1件あたりでは見積もっておらず、事業に必要な人件費をベースに見積もっている。

**委員** 契約件数に対してインセンティブを設けてもいいのではないかと。

**所管課** そういう考え方はあるが、契約件数に対してインセンティブを設けると、無理な契約につながる可能性もある。

**委員** 仮に契約が今後増加していった場合、人件費が年々増加していくのでは。予算がどんどん大きくなるような事業設計になっていないか。令和2年度予算の500万円で契約何件まで対応できる見込みで、今後も500万円で実施していく予定か。

**所管課** まずは契約件数等の予測が難しい中、360万円で事業を始めた。今後も現在の500万円で成り立つかは明言できないが、規模感に応じて必要な予算を講じたい。

**委員** 所管課としてどれぐらいの相談件数、契約件数を見込み、何年間続け、どのように進捗していく想定なのか分からない。

**所管課** 先行都市の例では契約数が年10件程度、500万円で人件費一人分程度の想定。明確に何件を目指しているというより、事業に必要な一人分の人件費を想定している。

**委員** 事業の対象者総数はいくらか。預貯金の要件等は聞いてみないとわからないのは理解するが、要件を満たす可能性がある最大数は大体予想できるのでは。これを相談やヒアリングの中で、実際の事業対象者を精査していくものとして、最大でどれぐらいの予算が必要なのかを見積もる必要があるのでは。

**所管課** 65歳以上が40万人程度。単身世帯が約8万世帯といった状況。今後の対象者の絞り込みと費用の試算は必要な作業として行っていく。

**委員** 宝くじの予算で財源を賄えているというが、無限に財源があるわけではない。理想となる目標や対象者数を見込んだ際にいくら予算が必要なのかという検討は必要。

**委員** 高齢者の見守りサービスなどは、他の社会福祉協議会の事業で既に行われており、本事業で行う必要は無いのでは。令和元年度360万円支払われているが、見守りサービスや相談に使うものでなく、預託金の管理や執行に使うべきものでは。

**所管課** 相談業務は他の業務でも存在するが、専門的な窓口は個別用意する必要がある。一方で、窓口間で有機的に連携し、必要なサービスに繋がられるようにすることが重要。

**委員** 個人的にはワンストップで窓口を用意し、必要に応じて専門的なサービスに繋ぐことが利用者満足度に繋がる。この事業で費用をかけるべきは相談業務など、他の事業

と重複する業務ではなく、契約へのインセンティブ等だと思う。

**所管課** ワンストップサービスは所管課単体で作れるものではないが意見としては頂戴する。

**委員** 一つの所管課としてそうかもしれないが、こうした意見があったということは念頭に置いていただきたい。

**委員** 預託金の管理は不正などが発生しないよう帳簿の確認やお金の管理を担当者1人で行ってないかなど、管理はできているのか。

**所管課** 社会福祉協議会の理事、評議員には本市職員が入っており、収支決算は管理している。加えて、年1回程度は管理体制のチェックを行っている。

**委員** 契約件数は増えていきそうか。現在の所感を聞きたい。

**所管課** 昨年、テレビで取り上げられたこともあり、開始から相談が多く、事業開始3か月で59件相談があった。令和2年度は8月から要件緩和を行い、現在4件の契約につながっている。今後もより増えるよう、取り組んでいく。

**委員** テレビでたまたま取り上げられたから相談が多かったということではいけない。何か周知の工夫は。

**所管課** 要件を満たしている方が多いと思われる、市営住宅、府営住宅、URをはじめとした集合住宅などを中心に現在周知を行っている。

**委員** 他都市では事例が少ないが、この事業が必要だと思っただけの広報があった方が良いと思うがいかがか。

**所管課** 契約数がまだ少ないが、今後事例をまとめ、紹介することで、事業の意義を広報していきたい。

**委員** 残置物処分の預託金について、見積金額より増減があった場合はどのように対応するのか。

**所管課** 定期訪問の中で、家財の増減について把握し、適宜見積りを取り直すことで、過不足のないように努めていきたい。それでもなお、預託金が不足した場合は業者と協議になるが、今後どのように対応するか検討する。

**委員** 残置物処分は一般的にどれくらいかかるのか。

**所管課** 事例によるが、現状の契約内容では40万円程度が多い。

**委員** 差額が発生した場合の費用については、契約の際に取り決めておくべき。仮に契約者に相続があった場合や虚偽申請などがあった場合トラブルにつながる。

**所管課** 契約書の内容は、事業に支障のないようリーガルチェックは受けて作成している。

**委員** 突然相続人等が現れるなど、想定していない事態があった際にトラブルが生じないように、整理はしておく必要がある。

**委員** 預託金の負担が難しい人に対して何か対応できないか。

**所管課** 当初は葬儀費用だけお預かりし、後程、追加で残置物処理の契約を追加するなど可能。

**委員** 本当に必要な人に対して届く事業になっているのか疑問。

**委員** 賃貸の方は対象だが、持ち家の方でも同じことが起こるのでは。空き家になり、相続人もあらず、処分に困るという場合もあり得る。

**所管課** 持ち家は資産と捉えており、本事業の対象外となる。

**事務局** 委託料の500万円は人件費とのことだが委託業務の内容は。また、利用者との契約は委託先の社会福祉協議会が行うのか。

**所管課** 委託業務は、相談対応、事業の対象要件に合うかの調査、死後の執行確認及び預託

金の支払いなど。社会福祉協議会と葬儀会社、利用者との契約している。

**事務局** 仮に本事業が終了した場合でも契約は残るが、この場合、その後の契約者の見守り等の契約業務はどのようになるのか。

**所管課** 本市が行う事業なので、何らかの形で他のサービス等に引き継ぐ、または返金するなどの対応を検討することになる。

**委員** 事業終了後、サービスをどこかに引き継ぐ、または返金する等ということは契約書に記載しておく必要がある。

**委員** 事業対象者の要件を緩和して対象年齢を10歳下げているが、その期間分の見守り回数が増えて費用がかさむのではないか。

**所管課** 一律で見守り回数を決めている訳ではなく、元気な方の訪問回数は少なくするなど、契約者毎に必要な訪問回数を調整しているため一概に費用がかさむということはない。

**委員** 委託先の社会福祉協議会が行う相談内容や見守りの実施状況は定期的にチェックできているのか。

**所管課** 対応記録を義務づけており、本市でも頻繁に確認している。

**委員** 事業の意義は認められるが、利用者数の予測や将来的に本事業をどのように維持するか考えておく必要がある。財源は宝くじの配当や売上を充てているが、無限に財源がある訳ではない。持続可能な事業設計が必要。今後、事業実施に当たり、対象者数や契約者数を予測し、対象要件や事業内容を見直しながら実施してほしい。

## 2 重度障害者の個別避難計画等推進事業（保健福祉局）

委員 事業対象者数は。

所管課 事業対象地域としている南部圏域（伏見区役所、深草支所管内）にお住まいの障害支援区分6の方が214名。この内、単身の方が本事業の対象となり、伏見区役所管内で40名、深草支所管内で15名、合計55名おられる。

委員 対象者を単身者に限る理由は。

所管課 同居人がいる方でも支援が必要な方はいると考えられるが、今回はモデル事業のため、より支援の必要性が高い単身者を対象としている。

委員 南部圏域の対象者55名全員をヒアリングしているのか。

所管課 個人情報を提供いただくことになるので、同意を得られた方のみヒアリングを行い、計画策定の取組を進めている。

委員 ヒアリングの中で本事業の必要性は感じられたか。

所管課 ヒアリングを実際に行う委託事業者に話を聞くと、必要性は認識いただいている。

委員 個人情報の提供に同意を得られた方は何名か。

所管課 令和2年9月時点で伏見区役所管内が23名、深草支所管内が8名。一方で、同意いただいた後で撤回される場合がある。

委員 その31名の内、何名の計画策定に着手しているのか。

所管課 ヒアリングを開始したという意味では全員着手しているが、ヒアリングを完了し、実際に計画書に内容を落とし込んでいる段階の方は4名。

委員 その4名は令和2年度中に計画を策定できそうか。

所管課 4名を含め、同意いただいた全31名の計画を策定できるよう取り組んでいる。

委員 令和元年度の委託料約1,200万円の内訳は。

所管課 南部圏域の障害者地域生活支援センター3箇所委託しており。職員1名×3箇所の人件費換算で積算している。

委員 令和2年度の委託料が増えている理由は。

所管課 令和元年度は年度途中から委託したが、令和2年度は年度当初から通年で委託をしているため、委託料が増えている。

委員 同意を得られた31名は令和元年度の実績ではないのか。計画策定の目標件数は令和元年度3件だが、実績は0件となっている。

所管課 令和2年1月に対象となる方に対して通知を発出しており、その際に同意をいただいた方もいたが、コロナ禍でヒアリングを始めることができず、令和元年度の実績は0件となった。現在は事業を再開しており、令和2年度は同意をいただいた方に対し、計画策定を進めている。

委員 本事業はモデル事業とのことだが、今後の事業化もしくは廃止の見込みは。

所管課 内閣府の方針において、本計画は「策定が望ましい」と示されているが、災害対策基本法の改正等の動きもある、こうした情勢を見極めながら検討している。

委員 「策定が望ましい」ということは、作成が義務ではないのか。

所管課 地方自治体にとって作成負担が非常に大きいため、現時点で義務化まではされていない。

委員 作成義務がないということは、計画を作成する必要があると説得し、対象者に同意を求めることはできないということか。

所管課 そのとおり。

委員 計画を策定したとして、その計画を実際に運用する主体は誰か。

所管課 例えば、ヘルパーや御親族の方等が支援できる内容を計画に盛り込むようにしており、誰が主体というよりは、支援が可能な方を確認し、計画を作成している。

委員 法律上の作成義務はないとのことだが、他都市と比べて京都市は先進的なのか、遅れているのか。

所管課 指定都市の中では半数以上がこうした計画策定事業に着手しており、本市は平均的な位置にあると思われる。自治体によって対象者が大きく異なる状況ではあるが、未着手の自治体は4割、対象者全員の計画策定が完了している自治体は1割程度。

委員 現在同意を得ている31名の計画策定をするために職員3名分の委託料がかかっているが、今後、全ての地域に広げていくかは今後の検討ということか。

所管課 全地域で本事業を実施する場合、多額の経費が必要となる。モデル事業の取組状況も踏まえ検討する。

委員 個人情報の提供に同意いただけない方もいるとのことだが、継続的にアプローチしていくのか。

所管課 同意いただけるか返答がない方には確認をしているが、いつまで確認をしていくかは今後の課題と考えている。

委員 同意いただいた方は計画策定完了という終期が見込めるが、同意いただけない方にいつまでアプローチするかによって、将来の事業経費が変わる。どのように考えているか。

所管課 全5圏域の対象者全員の計画策定が完了するまで継続的に実施していくのか、例えば年度ごとに1圏域ずつ実施を検討していくのかなど、想定される手法はいくつかある。事業化を検討するうえで課題と認識している。

委員 実効性を担保した計画をどれだけ効率的に作成できるか。また、同意いただけない方に対するアプローチをいつまで、どのように行うかについては、事業化を検討するうえで、考える必要がある。

委員 避難計画を策定した方だけが恩恵を受けるのではなく、同意いただけない方の情報を、ヘルパーや関係機関等と共有し、計画を代替するような運用はできないか。

所管課 事業者間で、同意をいただけていない方だという情報を共有することは可能と思われる。

委員 同意を得られた方は救うが、同意いただけない方は救わないということではいけない。同意いただけないという情報を関係機関等に提供することなどを委託内容に盛り込むことは検討できるのでは。

所管課 検討する。

委員 計画はどれくらいの分量となるのか。

所管課 A4用紙で3～4枚程度。人により異なる。

委員 個人情報の提供の同意がネックになるということだが、誰に提供されることを断られるのか。

所管課 第一段階として、障害者地域生活支援センターの職員や福祉サービス事業所に提供し、第二段階として、地域の方に障害の状況や生活実態を知ってもらうため情報提供することを各段階で同意を得たうえで行うことになる。

- 委員** 今、同意を得られているのはどこまでか。
- 所管課** 第一段階まで。
- 委員** 第二段階まで同意を得られていないということか。
- 所管課** 第二段階まで同意を得ることができておらず、現在調整しているところ。
- 委員** 計画を策定し、その計画の実効性を検証することが必要。
- 所管課** 現時点では計画策定を目標としている。実効性の検証について、場合によっては更に経費がかかる可能性があり、検討を要する。
- 委員** 策定された計画に基づき、誰かが責任をもって避難を支援することが求められている。これは善意なのか費用を払って対応してもらうのか。
- 所管課** 支援する方に本市から費用を支払う想定はしていない。例えば、ヘルパーの方が支援に入られていれば、その方をお願いするほか、地域の方にも計画を知っていただき、御相談していくことになる。
- 委員** 実効性に疑問が残る。実効性の検証について検討していただきたい。
- 事務局** 同意いただいた31名で経費を機械的に割ると、一人当たり約55万円かかるとのことだが、他都市でも同等の経費がかかるという認識か。
- 所管課** 都市によって計画に求める情報量が様々であり、計画策定を同居人等に依頼するだけの場合もある。行政が主体となる場合でも、本人から提出された書類をもって完了という都市もあるが、書類に空欄が多いという課題があると聞いている。
- 委員** 一人当たり約55万円というのは安い金額ではない。実効性があるかどうか、報告してもらう必要があるのではないか。実効性の検証を行わず、策定することだけを求めるのであれば、他都市のように簡素な計画を策定し、経費を削減する考え方もある。
- 所管課** 計画策定に当たっては、丁寧なヒアリングのうえで実現可能な内容の計画を策定するよう求めており、一定の実効性は担保されていると考えている。
- 委員** 実効性のある内容だけを計画に記載するとなると、空欄だらけの計画となり、逆に実効性が無くなるということは起こらないか。
- 所管課** 支援が不足する場合には、例えば地域の方に支援いただけないか、御相談することとしている。
- 委員** 委託事業者に求める計画の成果物はどのようなものか。
- 所管課** 委託事業者に対しては、ヒアリングの内容をまとめ、必要に応じて地域の方と相談することを求めており、避難計画を必要としている本人や委託事業者の希望を記載するものではなく、実効性を持った計画を作成するよう指示している。
- 委員** 計画は確実な避難を確約するものではないとのことだが、実効性は担保する必要がある。
- 委員** 意義のある事業だが、対象者が限られており、かつ多額の経費もかかっている。モデル事業として現在は実施されているが、本格事業化の検討に当たっては、計画の実効性の検証を行い、計画策定が目的化することがないように、事業サイクルを見直す必要がある。
- 避難時に支援を必要とされる方が、必要な支援を得ることができる実効性のある計画が策定できるよう、検討してほしい。

### 3 中学生の能楽大連吟～未来～の実施（文化市民局）

**委員** 市立中学校の生徒を対象を絞った理由は。

**所管課** 本市では市立中学校の音楽の授業で能楽を習う。これを更に深く体験してもらうために市立中学校の生徒を対象としている。

**委員** 担い手を育成するとあるが、将来的に能楽で生計を立てる人を育てることが本事業の目的か。

**所管課** 担い手は能楽を職業とする方、支え手はファンになり能楽を鑑賞いただく方を指している。能楽という文化を未来に継承するためには、どちらも必要であることから、本事業では両方が増えることを目的としている。

**委員** 市内の中学校の総数は非常に多いと思われるが参加は5校だけなのか。

**所管課** 総数は64校あり、教育委員会を通じて参加校を募ったところ、5校が手を挙げてくださった。

**委員** なぜ他の中学校は手を挙げなかったのか。

**所管課** 授業以外で能楽師を受け入れ、子どもたちの課外活動を行うことは、学校に大きな手間がかかる。こうした手間を踏まえても生徒にこうした貴重な経験をさせてあげたいという学校が5校であった。

**委員** 市立中学校一律ではなく、限られた学校の生徒だけが対象となる事業に対して、市の財源を使うことに違和感がある。また、参加生徒一人当たりで経費を換算すると、安い経費ではない。

**所管課** 経費を単純に参加生徒数で割ると高い金額とを感じるが、参加生徒たちが学外で一生懸命に練習し、深く能楽に携わる姿を御家族や友人が見ることで、事業効果の広まりがあると考えている。幅広く大人数の生徒を集めて実施する事業設計も考えられるが、この場合、その場の参加生徒だけの効果に留まる。

令和2年度は参加校を増やす検討をしていたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、やむを得ず実施できなかった。

**委員** 能楽という文化を残すため、様々な事業を各都市が実施している。こうした取組は少人数で行うことで効果があるということは理解できるが、目標達成度評価の指標設定に疑問が残る。

**所管課** 指標設定については見直す必要があると考えている。アンケートでは、本事業を通じて皆で一緒に練習し、発表することに達成感を感じたという回答が多かった。また、半数を超える参加者が、「能楽に興味を持った」と回答しており、支え手育成という側面では一定の効果があった。担い手育成という側面では厳しい結果だったが、事業の成果が測れる適切な指標設定を検討していく。

**委員** 「能楽に興味を持った生徒数」という指標1の目標値が約80%であり、過半数で効果があったというのは矛盾する発言。また、支え手と担い手、相反する目標を両立することは難しい。支え手ということであれば、自発的に参加を希望しない方々にどう参加いただくかが課題となり、担い手ということであれば、「能楽を今後も続けたい生徒数」という指標2を高くする工夫が必要。両立するとしたら、評価票のように、目標達成度評価指標がどうしても相反するものとなる。

**委員** 少ない経費に対して、本事業に携わっていただく能楽関係者は多いように思うが何名程度か。

**所管課** 約10名。他都市ではこの金額でこの内容の事業設計はできない。一般向けの能楽大連吟の場合は参加料1万円が必要であり、金額が高いこと、実施している稽古のレベルの高さ、夜の稽古であることなどから、中学生が参加することは難しい。本市独自に本事業を実施することで、中学生にも体験いただけるようにしている。

**委員** 支え手と担い手、どちらを目的とするか整理が必要。アンケート結果について、支え手の指標である「能楽に興味を持った」という項目は、類似事業と比べてどうか。仮に担い手育成が目的なら、担い手の指標である「能楽を今後も続けたい」という9名に対して、その後どのように支援していくかが重要となる。

**所管課** 本市が実施する類似事業の「ようこそアーティスト」事業では、「興味を持てた」という生徒が81.6%、「このような授業をまた受けてみたい」が81.1%。伝統芸能に限った事業ではないが、高い結果だった。

伝統芸能に限った類似事業として、「ようこそ和の空間」事業では、「とても面白かった」が24.3%、「まあまあ面白かった」が42%、また「伝統芸能への興味や関心が深まったか」という問いについて、「とても興味を持てた」、「まあまあ興味を持てた」の合計が66.4%だった。その他、「また鑑賞してみたいですか」という問いについて、「是非見てみたい」が9.6%、「機会があれば見てみたい」が58.2%、「あまり興味がない」が30%だった

**委員** アンケートの選択肢について、「わからない」という選択肢もあるが、これを選ばないよう工夫する必要がある。

**委員** 本事業はもとより、他の伝統文化関連の取組にも参加していない学校があれば、幅広い子どもたちに伝統文化に触れる機会を提供するためにも、積極的に参加を促す必要がある。

**所管課** 令和2年度は参加校を増やすため、伝統文化関連事業である「ようこそアーティスト」事業の予算を増額したが、コロナ禍で事業を実施できなかった。令和3年度の参加校増に向け、学校長会に説明に伺う予定をしており、今後も工夫を検討していく。

**委員** 発表会は参加生徒の御家族、関係者だけでなく一般の方も見ることはできるのか。

**所管課** 可能。昨年度は一般の能楽大連吟と合わせて開催し、一般の能楽大連吟を見に来た方にも見に来ていただけるよう工夫し、10数名が来られた。

**委員** 今年度は中止だが、令和3年度はどのように実施する予定か。

**所管課** 国の助成金活用や民間事業者に御協力をいただくなど、経費縮減を検討しながら、参加校、参加生徒数を増やしていけるよう取り組んでいく予定。

**委員** コロナ禍で飛沫対策などを講じた事業実施が求められるがどのようにお考えか。

**所管課** 練習や発表において、より大きい会場でフィジカルディスタンスを確保するほか、参加者の配置や向きを工夫していく。

**委員** この予算で、この内容の事業が実施できるということは京都市の強み。一方で、目的は支え手育成なのか、担い手育成なのか整理したうえで、事務事業評価票の指標設定もふさわしいものに見直すべき。

事業の対象者が特定の学校の生徒に絞られることは京都市の事業として好ましくない。事業の特性上難しい面もあると思われるが、教育委員会と調整し、できるだけ参加校、参加生徒数を増やしてほしい。

コロナ禍で難しい運営を求められるが、工夫を講じて、令和3年度以降、取り組んでもらいたい。

#### 4 使い捨てプラスチック削減推進事業（環境政策局）

- 委員** 給水スポットは市内でどれくらいあるのか。
- 所管課** 令和2年3月末時点で、給水スポット（公園含む）は704施設、712箇所ある。
- 委員** 利用実績は分かるか。
- 所管課** 公園が約660箇所ある等、無人の場所も多く、利用実績は測れない。
- 委員** 今後も給水スポットは増やしていく予定なのか。
- 所管課** 増やしていく予定。
- 委員** 公園の約660箇所はコロナ禍で使えないのでは。
- 所管課** ウォータークーラーのような従来型の給水機について使用禁止にしている箇所もある。現在増やしていく予定の給水スポットでは、コロナ禍でも対応できるよう、マイボトルなどに上から浄水を注ぐタイプの給水機を導入する。
- 委員** 目的がプラスチックごみを減らすことだが、本事業でどの程度、削減されると想定しているのか。
- 所管課** レジ袋の重量は軽いため、家庭のプラスチックごみ総量（3.6万トン）の内、レジ袋の割合は約7%（2,500トン）。量としての削減効果は非常に大きいとまでは言えないが、プラスチックを使う行動様式の変化を促進する象徴的なものとして、レジ袋が有料化された。そのため、本事業においても、レジ袋辞退率を目標達成度評価の指標としており、レジ袋の有料化以降、コンビニのレジ袋辞退率は25%から70%後半にまで増加している。こうした行動様式の変化により、プラスチックごみは減少していくものと考えている。
- 委員** 令和2年度はレジ袋の抑制の啓発に1,500万円の経費がかかっているが、これは単年度で終了するという理解でよいか。
- 所管課** そのとおり。本年度はレジ袋の有料化というタイミングを捉え、事業者だけでなく、市民に対して、強力に啓発していくため、単年度で大きな予算となっている。
- 委員** ウォータースタンド（株）との連携協定について、費用は発生しているのか。
- 所管課** 協定自体は費用が掛からない。また、協定により給水機のレンタル費用が割安になっている。本市施設の場合、設置費用は無料で、ランニングコストについては、常温水は無料、冷水は月3,500円の費用が発生するが通常より割安になっている。その他、水道代、電気代は設置者負担になるが大きな金額ではない。設置者が民間施設の場合は、本市が支払う費用は発生せず、民間施設に負担いただくことになる。
- 委員** 給水機の利用実績が分からないと説明があったが、水道代から測ることはできないのか。
- 所管課** 給水機のみだけを抽出することはできない。
- 委員** 利用実績とプラスチックごみ削減量の相関性が分からないと、事業効果が測れない。蓋を開けると、効果があまり出ておらず、経費だけが発生しているということになってはいけない。
- 所管課** プラスチックごみ全体の組成を分析しており、ペットボトルごみが減ったかどうかは把握できる。ペットボトルごみ削減量を測りながら、効果的な事業にしていきたい。
- 委員** プラスチックごみ総量の削減量とペットボトルごみ削減量との間には、様々な変数があり、給水機の設置、啓発による事業効果との相関性は測れないのではないのか。
- 所管課** 相関性の定量的な測定は難しいが、今回のレジ袋有料化のタイミングを捉えた啓発

等のように、時期を捉えた啓発や分析等により、効果が出るよう取り組む。

**委員** 海外ではマイボトル文化が根付いており、給水機との関連性があると説明があったが本当にそうなのか。関連性を説明する分析がない。何をすればペットボトルごみ削減にどのような効果があるのか分析したうえで事業設計すべき。

**所管課** 購入されるペットボトルの5割が水と茶。このことから分析できることは、喉が渴いたからペットボトル飲料を買っているということ。この行動様式を変えるため、給水機で水を代替することは、一つの方策として必要だと考えている。

**委員** 給水機は象徴としての効果はあるかもしれないが、直接的にペットボトルごみ削減に繋がらない。給水機の設置の定量的な効果が測れない状況で、給水機に注力しすぎるのは危険。慎重に検討すべき。

**所管課** 市の施設への設置による啓発には限界があると考えており、民間施設にも設置いただいている。民間施設での設置は本市の費用負担がないうえ、啓発効果が見込める。

**委員** 民間施設は飲料を商売にしているところも多い。国や市が推進しているから協力しているところも多いと思われる。ペットボトルの使用規制等がないと、これ以上大きな広がりにはならない。

**所管課** 国に対してプラスチックごみ削減に関して必要な要望を行っている。本事業は本市でできることとして、独自に進めている。本年度当初は、コロナ禍で事業を推進することができなかったが、民間事業者にも着実に御理解を得てきている。本市と民間事業者とで協力しながら取組を進めたい。

**委員** レジ袋は有料化により削減が進んでいるが、ペットボトルごみの削減は給水機を置けば解決するものではない。仮に市民への啓発が浸透し、マイボトルを持つようになっても、観光客や学生に対してもアプローチする必要がある。

海外の事例について言及されていたが、カナダでは確かにプラスチックごみの削減が進んでいたが、徹底的な取組が行われている。京都市においては、市がペットボトルごみを徹底的に無くすような宣言を発出し、企業でも社内でペットボトルを無くす取組が増えなければ、給水機によるマイボトル普及はうまくいかない。

また、ウォータースタンド（株）との連携協定だが、中長期で考えると競合他社が出てこないか取組が進まないのではないかと。

**所管課** 日本ではプラスチックごみ削減に関する取組が海外と比べて遅れている。現在、国では製品プラスチックの規制や、現状は回収されていないプラスチックを回収し、リサイクルできるようにする等の議論が進んでいる。

また、インバウンドに対する啓発は課題と考えており、異国でルールが分からない外国の方にどのようにアプローチしていくかは考えていく必要がある。

**委員** レジ袋に関しては有料化を契機に削減されているが、ペットボトルごみの削減に関しては、給水機の推進が本当に有効な手段なのかについては再度検討していただき、費用対効果も考える必要がある。

また、ペットボトルの購買抑制は相当厳しい規制などが無い限り、特にインバウンドを含めた観光客等には浸透しない。特定の大企業や大学等にペットボトルを使用しない宣言をしていただく等、象徴的な取組も必要と思われる。